

デイサービス ごかふれんど 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。静岡県指定第2275100580号

重要事項説明書とは	この説明書は、指定基準に基づき「デイサービスごかふれんど」が行う、地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「通所介護事業」と省略します）の内容、料金等をまとめた書類です。
お伝えする主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. デイサービスごかふれんどの概要 2. 施設の目的と運営方針 3. 職員配置 4. 提供サービス 5. サービス利用の流れ 6. 利用料金 7. その他の重要事項 8. 苦情の窓口

事業所の概要
 デイサービスごかふれんど（以下「当事業所」と省略します）は定員18名のデイサービスで、以下の体制により事業を運営しています。

名 称	デイサービスごかふれんど
所 在 地	〒425-0077 静岡県焼津市五ヶ堀之内1644-1
電話番号/FAX番号	電話:054-621-2020 FAX:054-621-2021
法人種別・名称	有限会社 SKR
介護保険事業所番号	2275100580
営 業 日	月曜日から金曜日。ただし年末年始は休業します。また、台風などの自然災害の発生により送迎の安全を確保することが難しいときは、臨時休業とする場合があります（非常災害時の対応参照）。
営 業 時 間	午前8時15分から午後5時00分 ※ 利用時間は午前9時20分から午後4時20分までとします。
通常の事業実施区域	焼津市
利 用 定 員	18名

2. 目的方針	(1)通所介護事業の目的
契約書第1条	
尊厳保持	当事業所では、介護保険法令及び各種基準に基づき、ご利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行います。また、ご利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減とを図ることを目的として通所介護事業を運営します。
自立支援	
生きがい	
機能維持	
介護負担軽減	
運営方針	(2)運営方針
	当事業所の運営方針は以下の通りです。
法令遵守	①介護保険法、関連する通知などに沿った事業運営を行います。
ケアプラン	②ケアプランに沿った通所介護計画の作成を行います。
通所介護計画	③ご利用者ご家族のニーズを踏まえた通所介護計画に基づき通所介護サービスを行います。
説明責任	④サービス内容・提供方法についてわかりやすく説明いたします。
適切な技術	⑤適切な介護技術サービスを提供します。
サービス評価	⑥常に提供したサービスの質の管理・評価を行います。

3. 職員配置

当事業所では、指定基準(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)に基づき、以下の職員を配置します。

2024年4月1日現在

職種	業務内容	配置人数
管理者	・通所介護計画の作成 ・職員の一元的管理 ・苦情への対応	常勤・兼務1名
生活相談員	・利用者及び介護に対する相談援助業務 ・事業所内のサービス調整 ・体調不良等により欠員が出た際の人員調整 ・居宅介護支援事業所等他機関との連携 ・通所介護計画のとりまとめ ・職員教育 ・その他必要な介護、送迎等の業務	常勤・兼務1名
看護職員	・健康チェック…利用者の健康状態の把握 ・処置、健康に関する助言・家族への連絡 ・その他の必要な介護等の業務	非常勤・兼務2名
機能訓練指導員	・機能訓練	非常勤・兼務2名
介護職員	・通所介護計画に基づく各種介護業務 ・行事等の運営 ・記録物の作成、その他必要な援助 ・通所介護計画に基づく利用者の送迎	常勤・兼務2名 常勤・専従3名 非常勤・専従2名

4. サービス内容

当事業所の通所介護事業では、以下のサービスを行います。

契約書第2条

日常生活の援助

生活動作能力をふまえて必要な介助を行います。

健康状態の確認

健康チェック(血圧、脈拍、検温等)を行います。

機能訓練

個別的または集団的にご利用者の心身の機能維持の為の訓練や運動、レクリエーション、趣味活動を行います。(10:00~14:00)

送迎サービス

ご利用日の送迎、送迎の際の乗降介助を行います。

入浴サービス

事業所での入浴サービス及び入浴に伴う介助を行います。

食事サービス

ご利用者の身体状況によって適切な栄養量、形態、内容の食事を提供します。また食事介助を行います。

相談・助言など

ご利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

5. 利用の流れ

サービス利用に際しては、まずお電話等でお申し込みください。当職員がお伺いいたします。必要な情報をお伝えし、介護支援専門員(ケアマネージャー)との連絡方法の援助をいたします。

①ケアプラン作成

②面接・契約

③通所介護計画

④利用開始

介護支援専門員からのサービス提供の依頼を受けた後、契約を結び通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

6. 利用料金

通所介護事業の利用料金は、介護保険適用となる部分の負担割合証に記載された割合(1割、2割、3割)に食費や実費等を加えた料金です。生活保護受給者の方は介護保険適用分は公費負担となります。

契約書第9条~10条

《基本料金と加算料金》

要介護度	基本料金	加算料金		減算料金
	7時間以上8時間未満	入浴	サービス提供体制強化加算	送迎減算
要支援1	1,798単位/月	/	88単位/月	-47単位/片道
要支援2	3,621単位/月		176単位/月	
要介護1	753単位/日	40単位/回	22単位/回	
要介護2	890単位/日			
要介護3	1,032単位/日			
要介護4	1,172単位/日			
要介護5	1,312単位/日			

※ 通所介護事業の基本料金は①事業所の規模②サービス提供時間③利用される方の介護度に応じて全国一律の料金が定められています。

※ 利用料計算式

◇基本料金 + 各種加算 = 合計単位数

◇サービス合計単位数 × 介護職員処遇改善加算率 = 介護職員処遇改善加算数

《2024年5月31日まで》

※介護職員改善加算 I (5.9%)・介護職員特定処遇改善加算 I (1.2%)・ヘルスアップ等支援加算(1.1%)

《2024年6月1日から》

※介護職員処遇改善加算 I (9.2%)

◆(合計単位数+介護職員処遇改善加算数) × 10.14(地域加算) = 負担金額

《その他の料金》		
・昼食費(おやつ代含む)	600円	
・朝食(軽食)	200円	
・夕食	600円	
・キャンセル料	600円	<当日キャンセルの場合昼食材料費相当分>
・リハビリパンツ代	1枚100円	
・パッド代	1枚50円	
・時間延長(2時間まで)	500円	<地域密着型通所介護のみ>

※ 利用料金のお支払い

利用料金の明細は、利用月の翌月10日頃にお渡しいたします。利用料金のお支払いにつきましては、翌月27日(土日祝の場合は翌営業日)に自動振り替えとさせていただきます、そのための必要な手続きをお願いいたします。

7. その他の重要事項 通所介護をご利用いただくにあたり、下記6点についてご確認ください。

(1) 緊急時対応
契約書第7条 通所介護サービス中及び送迎時にご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかにご利用者の家族、主治医に連絡をいたします。また、緊急医療機関等への受診の手配をします。

(2) 事故発生時の対応
契約書第12条 通所介護サービス提供中に、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 守秘義務
契約書第8条、第13条
守秘義務の徹底
個人記録の開示

1. 当事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

2. 当事業では、利用者に対する通所介護サービスの提供に関する書類等を整備し、契約終了の日から5年間保管します。利用者またはその代理人の方は、これらの記録を当事業所営業時間内に閲覧、または複写を求めることができます。

(4) 第三者評価の状況等	第三者評価の実施状況	無し
---------------	------------	----

(5) 非常災害対策
消防計画に基づく対応
台風等の場合の営業

1. 当事業所では事業所管理者を防災責任者とし、「ごかふれんど防災計画」により非常災害時の対応を行います。

2. 台風等の自然災害が発生または発生が予測される場合の営業については、送迎時の安全を確保できるか否かを判断し、臨時休業とする場合があります。具体的には、当日午前7時の時点で、大雨・洪水・強風などの警報が3つ以上発令されている場合、または近隣の学校が登校を控えている場合などは営業を中止とし、当事業所からご利用者に連絡を入れます。

(6) 虐待防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、事業所管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センターとの連携を図ります。

8. 苦情窓口
契約書第15条

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

(1) 事業所窓口

住所 〒425-0077 静岡県焼津市五ヶ堀之内1644-1
電話 054-621-2020
担当者 末松 理華(生活相談員)

(2) 行政機関窓口

介護保険制度においては、保険者である焼津市、国民健康保険団体連合会等で苦情を受け付けています。

焼津市役所健康福祉部介護保険課保険給付担当 054-626-1159
静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 054-253-5590

デイサービスごかふれんど重要事項説明書(2024年4月1日変更)

地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

有限会社SKR
デイサービス ごかふれんど

説明者: 氏名 生活相談員 末松 理華 (印)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護事業、介護予防・日
常生活支援総合事業のサービスの提供開始に同意しました。

利用者: 住所

氏名 (印)

家族(代理人): 住所

氏名 (印)